

議員提出議案第9号

精神障害者も心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とすることを求める意見書

上記の議案を提出します。

平成29年6月15日

中野区議会議長 いでい 良輔 殿

提出者 中野区議会議員

長沢 和彦

日野 たかし

ひやま 隆

内川 和久

甲田 ゆり子

いさ 哲郎

篠 国昭

むとう 有子

精神障害者も心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とすることを求める意見書

現在、東京都の心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象者は、身体障害者手帳1級・2級（内部障害は3級まで）または愛の手帳1度・2度の障害者となっており、精神障害者は対象外となっています。

精神障害者の精神疾患に関する通院治療については、自立支援医療により医療費の負担軽減が図られていますが、他の診療科を対象としていないため、収入の少ない精神障害者にとっては医療費の負担が大きくなっています。

平成26年1月にわが国が批准した障害者権利条約は「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。全ての障害者が分け隔てなく、個々の状況に応じたサービスを受けることにより、誰もが地域の中で安心して住み続けられることが重要です。こうした中、心身障害者医療費助成制度において、精神障害者を対象外にしたままであることは、課題があると考えます。

よって中野区議会は、東京都に対し、精神障害者も心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

東京都知事 あて

中野区議会議長名